

## 岡垣町地元企業広報掲載実施要領

### 1 趣旨

この要領は、岡垣町に事業所を有し従業員を雇用している事業所で、ハローワーク等に常勤職員を募集しても応募がない事業所を、雇用の確保の観点から「広報おかがき」に掲載して支援することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

### 2 広報掲載の基準

- (1) 町内に事業所を有すること
- (2) 従業員を雇用している事業所で常勤職員を募集するもの
- (3) 町税を滞納していないこと
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の適用を受ける業種及びこれに類似する業種でないこと
- (5) 公序良俗に反するもしくは反するおそれのある事業所でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係のある団体でないこと
- (7) 同一事業所に対する掲載は、年間2回までとする
- (8) その他町長が掲載することが適当であると認めるもの

### 3 広報掲載の募集

町長は、広報掲載希望事業者を募集するものとする。

### 4 広報掲載の申込み

広報掲載希望事業者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、指定する期日までに町長に提出しなければならない。

### 5 広報掲載の決定

- (1) 町長は、申込書を受理したときは、審査のうえ、広報掲載の可否を決定する。
- (2) 広報に掲載しないと決定したときは、口頭または文書により通知するものとする。

### 6 損害賠償等

- (1) 広報掲載により発生した事業者の損害については、町は賠償の責任を一切負わないものとする。
- (2) 広報掲載事業者が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広報掲載によるものであっても、町は賠償の責任を一切負わないものとする。

### 7 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

### 附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。